

康暦の強訴終結後の混乱と南都伝奏の成立

大 薺 海

はじめに

古代以来続いていた興福寺による強訴は、康暦二年（一三八〇）に事実上の終焉を迎えた¹。以後幕府は、將軍を「大和国主」に、興福寺一乘院・大乘院両門主を事実上の守護とし、官符衆徒（官務衆徒）に守護代の役割を果たさせ、支配下に置いていたとされている²。また稲葉伸道氏によれば、康暦の政変（康暦元年）を契機として、それまで朝廷を介していた幕府から興福寺への命令が直接興福寺に下されて強訴の解決が図られるようになり、学侶・六方衆・衆徒からなる惣寺集団の分裂状況も相俟って、以後幕府権力が次第に興福寺内部に浸透していくようになるという³。

康暦の政変を契機とするその見方についてはかつて疑問を呈したこともあるが⁴、康暦年間以降、幕府（足利義満）の意向が興福寺内部に直接的に反映されていく点についてはその通りであろう。稲葉氏の指摘する惣寺集団の分裂が、興福寺内部に幕府権力を介入させる隙を作ってしまったといえる。

しかし、それら従来の見方に問題がないわけではない。たとえば、これまでの研究では康暦の政変以前から起こされて

いた強訴（以下、康暦の強訴と称す）と、永徳二年（一三八二）に和解が成立した興福寺内部の六方衆と衆徒の対立を別個のものとして捉えてきた。そして、いずれの件に際しても幕府から奈良に使者が派遣されて解決されたことを以て、興福寺の問題解決における幕府の主導性を強調する。⁵⁾ところが、これから述べるように、実は両者は密接に関係した出来事であり、しかもその対立は、それまでの興福寺で繰り返されてきた内部対立とは規模や性格が全く異なるものであった。また、問題解決における「幕府の主導性」についても検討の余地がある。

ゆえに本稿では、康暦の強訴終結直後に起きた興福寺内部の対立（以下、永徳の対立と称す）に着目し、対立が最終的に解決に至るまでを幕府の対応も交えながら概観したのち、対立の特徴や、同時期に設置されたと考えられている南都伝奏との関係についても考察を行う。⁶⁾

本格的な議論に入る前に、南北朝・室町期の興福寺内部の組織について確認しておく。まず興福寺の寺僧組織は、学侶・六方衆・堂衆・衆徒で構成されていた（衆徒と並び称される国民は、春日社の神人組織の一部である）。このうち学問を専らにするのが上臈や中臈である学侶・六方衆であり、六方衆のうち、興福寺維摩会において番論議を修めた者が学侶と呼ばれた。⁷⁾また、下臈である衆徒には寺住衆徒と田舎衆徒がおり、寺住衆徒は単に「寺住」、あるいは「衆中」や「官符衆徒」とも呼ばれ、官符衆徒の代表が棟梁である。⁸⁾

一 康暦・永徳年間の興福寺内部の混乱

1 前代未聞の強訴終結劇

永和四年（一二七八）一〇月、春日社神木が興福寺金堂前に遷座させられた。強訴の開始である。国民十市氏を討伐するため、幕府勢の downward を要求してのことであった。この強訴に対する幕府の反応は鈍く、ようやく downward した幕府勢も康暦

の政変により京都に戻ってしまった。事態の膠着に業を煮やした興福寺は、翌年八月に神木入洛を行い、強訴の段階をさらに進めた。このため朝廷の諸行事は行われなくなり、藤氏公卿も出仕することができなくなってしまった。以後も幕府と興福寺との交渉は続けられたが、將軍足利義満の着陣を控え、幕府は早々に神木帰座を成し遂げて藤氏公卿の参仕を可能にする必要に迫られていた。そこで幕府は、興福寺一乘院前門主で、かつて自ら更迭した実玄を密かに赦免し、その実玄に軍勢を付けて強引に神木帰座を行った。

しかしその神木帰座は、従来行われてきたものとは様相が大きく異なっていた。

【史料一】『春日神木御入洛見聞略記』¹⁰⁾

十二月十日、神木御帰座、寺家方衆等大略離去間、大衆不及上洛、但一乘院方御門徒一方有之、今度上洛云々、三百余人歟云々、二条殿下以下卿相雲客供奉、洛中雨、当山今夜大雪也、宇治迄神幸、翌日南都御帰座云々、是今月廿五日、右大将家御着陣之間、藤家出仕之料、御帰座事、自武家押而被勸申之、一乘院門主今度御還住也、御忠節如此、雖其沙汰、惣寺衆徒悉離散、野心之間、自武家軍兵押下之、奉守護神社云々、

康暦二年（一三八〇）一月二十五日、前年から在洛していた神木が京都を出発し、翌日南都に帰座した。これはそのときの様子を記したものである。この史料によれば、「寺家方衆等」はそのほとんどが「離去」してしまっているのに、「大衆」は上洛しなかった。しかし「一乘院方御門徒一方」の三〇〇人ほどは上洛して神木帰座に供奉し、二条良基以下の藤氏公卿たちも雨中供奉したとある。また『神木御動座度々大乱類聚』には、「氏諸卿出仕有名無実也、僧綱等全分無出仕、社司四・五人、神人本社分十七・八人、衆徒戊亥脇分百余人、行粧言語道断儀、先代未聞也、」¹¹⁾ともある。

これらの記事について検討するためには、通常の神木帰座の様子について確認する必要があるだろう。今回の強訴以前に洛中から神木が帰座した事例は、応安七年（一三七四）一二月に確認できる。このときの神木帰座には、公卿一七人、殿上人一五人、僧綱三五人が付き従っていた。¹²⁾ また貞治五年（一三六六）八月の神木帰座では、公卿・殿上人・僧綱に加え、

春日社神人、衆徒や東金堂衆・西金堂衆、さらには鹿山寺など末寺の僧侶等が行列を成していた。¹³ 応安の神木帰座時に「御帰座之爲体、大都如曆応・貞治ノ例」と記されていることから、¹⁴ 応安の際も（記述はないもの）貞治のときと同様に神人・衆徒以下の供奉があつたと考えられる。すなわち神木帰座の行列は、春日社神人をはじめとして公卿・殿上人が四〇人以上、さらに学侶・六方衆や衆徒などが付き従う大行列であつたことがわかる。

それでは改めて【史料一】をみてみよう。公卿や殿上人の供奉がある点は通常の神木帰座時と変わらない（ただし『神木御動座度々大乱類聚』に「有名無実」とあることを踏まえれば、供奉する人数は少なかつたか）とみられるが、僧侶の供奉については大きく様相が異なっている。「大衆不及上洛」とあることから、右でみたような僧綱や衆徒・両堂衆の供奉は行われなかつたのであろう。そしてその原因は「寺家方衆」の「大略離去」とあるので、当時の興福寺は寺内に方衆、すなわち六方衆がほとんどおらず、そのために僧侶等の供奉も行われなかつたと考えられる。

2 前門主たちと六方衆の対立

なぜそのような異常な状況で神木帰座が行われたのであろうか。そのことを検討するために、今回の神木帰座の少し前の時点まで遡ってみた。

康暦二年一〇月二八・二九日に、戌亥脇衆徒である龍田英舜・山田重英・菅田盛弘と六方衆との間で対立が起きた。¹⁵ その理由は明確ではないが、翌月三日には戌亥脇衆徒が軍勢を率いて南都に入った。¹⁶ 戌亥脇衆徒は添下郡や平群郡、生駒郡を本拠とする田舎衆徒により構成されていた集団である。¹⁷ それに時期を合わせるかのようにして、一乗院前門主である実玄が「御下向」した。¹⁸ 応安の強訴の際に実玄は平群郡にあつた嶋十郎の館に隠棲したが、¹⁹ これ以前に赦免されて京都におり、今回奈良に下向したのであろう。実玄は平群郡の国人たち、具体的には戌亥脇衆徒を味方に付けていたのである。²⁰ そして翌一二月三日には戌亥脇衆徒が実玄を戴いて興福寺内に乱入した。

【史料二】『大乘院日記目録』康暦二年二月三日条

一 乘院前門主実玄、為衆徒方□□引入、乱寺門之間、六方衆引籠菩提山寺、一乘院新門主良昭・大乘院新門主孝尋六方二奉取之、十七日押婦座奉成之、僧綱等全分無出仕、社司五人・神人十八人・戌亥脇衆徒百余人、右の史料にあるように、実玄と戌亥脇衆徒に攻められた六方衆は、一乘院良昭と大乘院孝尋を戴いて菩提山（正暦寺）に移り、そこで「凶徒治罰計略」を廻らすことになった。²¹このような状況であったため、先にみたように、実玄に味方する者たちのみで神木帰座が強行されたのである。

翌年になってもこの対立は続いており、康暦三年（永徳元年、一三八一）一月二十九日に安楽光院で行われた法華八講に、興福寺の僧綱は参仕しなかった。²²東金堂の堂衆の一人が「寺門牢籠」で「衣ヲ着スル事モカナワス」、寺内の「諸仏事等モナシ」とも書いているので、六方衆の興福寺退去により、年貢収納にも支障が出ていたのであろう。事態が動いたのは三月で、六方衆が慈尊院を攻め立て、その結果増長院が焼亡した。²³これにより正暦寺に逃れていた一乘院良昭と大乘院孝尋は興福寺に復帰したようであるが、大乘院前門主教信が罪科を許されて京都から下向すると、一乘院良昭と大乘院孝尋は再び正暦寺に移ることを余儀なくされた。²⁶教信は慈尊院の東側にあたる「マメ山」（現在の奈良市大豆山町にあたるか）に建てられた「新御所」に、実玄とともに居住した。²⁷興福寺東金堂衆の実厳は、実玄下向以後は「言語道断事等多々」あったと記しており、室町時代の大乗院門主である尋尊もこの教信の行為を「悪行言語道断也」と非難し、「悪門主兩人住奈良」などと酷評している。²⁹興福寺僧の認識は、興福寺に混乱をもたらしているのは実玄と教信であるというものであったことがみ取れる。³⁰

3 朝廷・幕府の方針

しかし、朝廷や幕府の見方は全く異なっていた。

【史料三】『後深心院関白記』 永徳元年五月八日条

(東院)
円守僧正来、余対面、南都事相尋之処、一宗魔滅之躰、言詞難覃、僧綱五人可罷上之由、自公家・武家被仰下之趣、(近衛道嗣)

(二条師嗣)
長者下知之間、去月末京着、去三日参准后、被仰之趣ハ、六方衆(等)悔先非令(掃寺)也、張本五人之外、可有優免云々、

此分武家使者令申之趣也、於事書ハ、重可注給云々、雖待申于今無音、凡以此趣更不可有落居云々、珍事也、諸堂勤行・社頭神事等、一向退転、草創以来未聞之事也云々、可歎々々、可恐々々、

近衛道嗣が東院円守から聞いた話は次のようなものであった。すなわち、興福寺の状況は大変ひどい有様で筆舌に尽くしたい。藤氏長者二条師嗣を通じて朝廷・幕府から学侶である僧綱五人へ上洛命令が出されたので四月末に上洛し、五月三日に二条良基に対面した。そこで僧綱等が聞いた幕府側の意向というのは、今回の一件の首謀者である五人を除く他の六方衆については罪を許すというものであった。しかし六方衆側からは何も反応がないため、きっとこれでは解決しないであろうと円守は思っていると書かれている。つまり朝廷・幕府の立場としては、実玄と教信こそが興福寺を統治すべきなのであり、孝尋ら新門主を擁して正暦寺に立て籠もっている六方衆は、反乱勢力にしか過ぎなかつたのである。

幕府が実玄と教信の味方をするのは、実は今回が初めてではない。彼らの罷免を求めて起こされた応安の強訴の際、敵対していた両者は手を結び、さらに幕府から神木入洛を防ぐよう命じられていたのである。しかし神木入洛を防ぐことが出来ず、しかも実玄は六方衆から攻められ、院家を自焼して平群郡に落ち延びた。教信も行方をくらし、両者は門主の立場を追われることになった。このときの六方衆の行動は「不相待武家成敗」行われたものであつたともされており、幕府からすれば今回の六方衆の行動は、応安の時と同様に幕府の命令に従わない不法行為であつたのであろう。

そして状況は円守の予想通り好転せず、むしろ悪化の一途をたどつた。

【史料四】『後愚昧記』 永徳元年七月五日条

(三善)
基統語云、鷹司家門事、及安否了、其故者、大乘院門主入惣衆徒(鷹司前関白息)六方衆事也、方了、日来有此怖畏之間、自武家

懸家門了、而今如此之間、家領等悉没収之、可処流罪之旨、及沙汰云々、

三善基統が三条公忠に語ったところによれば、鷹司家が危機に陥っており、その理由は鷹司冬通の子息である「大乘院門主」が「惣衆徒」、すなわち六方衆側の味方をしたためであるという。すでにその恐れは指摘されており、幕府から鷹司家に（そのようなことが起きないようにと）話がなされていたが、今回懸念したとおりになってしまったので、鷹司家領は没収の上、冬通を流罪に処すとの命が下ったことであった。

右の史料にある「大乘院門主」は、孝尋のことであろう。³² 五月の教信下向に際して良昭とともに正暦寺に逃れていたはずであるが、いずれかの時点で興福寺に戻っていたらしい。そうした経緯もあってか、孝尋が再び六方衆に取り込まれることが懸念されており、今回それが凶らずも的中してしまったことであろう。鷹司家領をことごとく没収し当主である冬通を流罪に処すという厳しい処置からは、幕府の怒りと事態に毅然として対応する姿勢がうかがえる。

さらに離反者は続いた。近衛道嗣の実子である良昭が「城中」を逃げ出したとの報告が、興福寺喜多院実晴から近衛道嗣の許へ届けられた。翌日には実玄からも同様の知らせがあり、道嗣は「凡迷惑之外無他」「凡驚歎之外無他」と述べている。まもなく幕府から使者が道嗣の許に派遣され、良昭は「方衆等御同心之分」であるので、他の適任者を急いで入室させるようにとの幕府の意向が伝えられた。「南都」（具体的には実玄の支配下にある一乗院門跡のことか）からも同様の申し出があったようである。これらを受けて道嗣は「小童（十四歳）」を奈良に下向させた（のちの玄昭³³）。つまり、孝尋と同様に良昭も六方衆側に付いてしまったのである。戌亥脇衆徒以外の衆徒の動向については不明であるが、正暦寺には六方衆と大乘院門主孝尋・一乗院門主良昭、興福寺には戌亥脇衆徒と大乘院前門主教信・一乗院前門主実玄・次期一乗院門主玄昭がおり、両者対立するという状況になった。

このような分裂状況に、関東から白旗一揆が上洛して六方衆の退治にあたるなどという噂も流れたが、³⁴ 永徳二年五月に幕府から奈良に使者が派遣され、学侶が仲介人となって六方衆と衆徒との間を取り持ったため、事態はようやく解決に向

かった。前門主である教信と実玄は京都に戻り、門主である孝尋と良昭が興福寺に還住することになったのである³⁵。六方衆に対して何らかの罪が科せられたことは確認できないので、不問に付されたのであろうか。幕府は、最後には自らに協力的であった実玄や教信に矛を収めさせ、六方衆の要求を受容することにより、事態のこれ以上の長期化を防いだのである。

二 永徳の対立の意義

「はじめに」で述べたように、康暦の強訴や永徳の対立に際して幕府から使者が奈良に派遣されて解決が図られた点などに着目して、「康暦の政変以後の興福寺に対する対応は幕府主導となり、王朝を介在させない直接交渉とな」ったことがすでに指摘されている³⁶。しかし、先にみた永徳元年（一三八一）の学侶を通じた六方衆への交渉の際には、朝廷と幕府の命令を受けて藤氏長者が学侶に上洛を命じ、その学侶らに幕府の使者が解決策を提示している（前掲【史料三】）。幕府から解決策が提示された点に注目すれば幕府の主導性は確認されるものの、康暦の政変後であっても朝廷、さらには藤氏長者もいまだ興福寺との交渉過程に関与していたことは看過すべきではなからう。

しかも、この時注目されるのが二条良基の存在である。【史料三】にあるように、当時の藤氏長者は二条師嗣であり、良基ではない。師嗣の後見役として今回の交渉過程にも関係することになったのかもしれないが、【史料三】にわざわざ「二条良基参准后」と書かれていることは、実質的には師嗣ではなく良基が興福寺との交渉に関わっていたことを示唆する。良基は康暦の強訴の際にも（おそらくは幕府の意向を受けて）解決に向けて尽力したことがあり、今回も朝廷・興福寺・幕府の三者の間を取り持つような働きをしていたとみられる。

今回の良基のような役割を果たした存在として、室町期には南都伝奏が設置されていたことが想起される。南都伝奏

は、神木入洛を伴う強訴が結果的に起こらなかった室町期において、興福寺からの訴訟を受け付けていた公卿であり、朝廷・幕府と興福寺との間を繋ぐ存在であった。⁽³⁹⁾ この南都伝奏の成立については、次のような史料が知られている。

【史料五】『建内記』嘉吉元年（二四四一）一〇月一九日条⁽⁴⁰⁾

南都伝 奏事、近年不被置之、（中略）此事、康曆以来、（万里小路嗣房）自中納言至丞相
入道一位（弘橋）仲光卿、兩人法鉢以後、猶有伝奏、（足利義満）鹿苑院殿御法鉢故也、以別儀
不被改之、（自大納言至一位）次日野一位大納言
（重光卿）、次弘橋故入道儀同三司（弘橋）兼宣公、但得度以前已辞退分歟、（万里小路時房）次予奉此事、鹿苑院殿御代故大臣殿御伝奏
任佳例被仰之由、（足利義教）普広院殿仰也、（于時）仙洞又御同心也、予辞退之後、被仰日野大納言（日野）兼郷卿、彼拔鼻之後、于今不
被定其仁、（後略）（後小松上皇）

南都伝奏日野（弘橋）兼郷が六代將軍足利義教の突鼻を受けて以降、南都伝奏は空席となっていた。⁽⁴¹⁾ しかし嘉吉元年一〇月に至って、南都からの訴訟処理が停滞していることを理由として、南都伝奏の再設置が関白二条持基によって奏聞された。はじめ中山定親に命じられたが彼は固辞したため、万里小路時房に話が回ってきた。右に掲げた【史料五】は、時房も固辞したことを記した後に、南都伝奏の歴代について時房が知るところを書き上げたものである。

この時房の記述によれば、南都伝奏の初代は時房の父である万里小路嗣房であり、その後は弘橋仲光・裏松重光・広橋兼宣・万里小路時房・日野兼郷と継承されていったことがわかる。また「康曆以来」とあることや南都伝奏在任期間の官位を示すとみられる傍注から、嗣房が権中納言であった康暦年間（一三七九―一三八〇）に設置されたと考えられる。

しかし、その康暦年間に起きていた康暦の強訴において嗣房が南都伝奏として活動したことは全く確認できず、⁽⁴²⁾ 今回の永徳の対立においても同様であることは、前章での検討より明らかであろう。すなわち、康暦年間、さらにその直後の永徳元年五月時点においては、いまだ南都伝奏を介した朝廷・幕府と興福寺間の交渉ルートは成立していなかった可能性が高いのである。そのような状況下での二条良基の活動は、役割的には南都伝奏とかなり近いものであったと位置付けら

れる。ただし南都伝奏は、時房の記述にみられるように、万里小路家や広橋家などの名家が任じられるものであり、撰闋家の良基がその立場にあったとは考えがたい。また、良基が仲介した今回の交渉は決裂している。ゆえに南都伝奏は、良基のその活動を引き継ぎながら、失敗した良基の代わりとして設置されたのではなからうか。もしこの推測が妥当であるならば、南都伝奏の設置時期は【史料三】が記された永徳元年五月から翌二年五月の対立解消時までの間となる。また、時房の記述も重視するのであれば、康暦三年にあたる永徳元年五月以降の、同年中に設置されたと推測される⁴³。

次に、永徳の対立の特異性について述べておきたい。前章でみたように、今回の対立は康暦の強訴を一乘院前門主実玄を使って幕府がむりやりに終結させたことに端を発する。実玄と大乘院前門主教信の興福寺復帰に反対する六方衆は、現門主である一乘院良昭と大乘院孝尋を奉じて正暦寺に籠もったのであるが、一乘院門跡対大乘院門跡といった単純な対立構造ではなかった。両門跡の前門主と現門主それぞれが対立するという、まさに興福寺を二分する対立であったこと、さらに、六方衆と衆徒の和解によって事態が収拾していることから、現門主側の主導権が門主ではなく六方衆に握られていたとみられることは注目に値する。

そもそも門主は、門徒をまとめ上げて門跡を率いる立場にあった。大乘院では孝覚が鎌倉末期から長年その立場にあって、後継者とした孝尊に問題があり、孝尊と、孝尊の代わりに次期大乘院門主として迎えられた孝信との間で争いが起さることになった。さらにこの両者の争いに九条経教から依頼を受ける形で一乘院実玄が介入し、大乘院対一乘院という「両院家之確執」という様相を呈した。応安の強訴は、学侶と六方衆がこの両陣営の争いを「仏法之滅亡、衆徒之衰微」であるとして朝廷や幕府に訴えたことに端を発していた⁴⁴。今回の一件とは、門主たちが門徒たちを統率できず、主導権を握ることができなかった点が共通している。また、永和元年（一三七五）に起きた維摩会講師をめぐる東北院円兼と西南院覚家（いづれも一乘院門徒）の争いでは、当時一乘院門主であった良昭が、各院主を支持して分裂していた六方衆の一方によって拉致されている⁴⁵。永徳の対立も含め、これら南北朝期に興福寺内で起きた争乱は、門主の紛争解決能力の欠如

と、門主が大義名分や旗印として担がれるようになっていたことをも示しているといえよう。門主の影響力低下の原因として衆徒・国民の成長が挙げられ、それは室町時代の大乗院門主である尋尊も指摘するところであるが、より根本的には、応安の強訴で門主が自らの行動により門徒の支持を失って以来、門主の立場が門徒によって左右されるものになっていたことに原因を求めるべきであろう。

なお、門徒が門主を更迭させる現象について、寺社、ことに興福寺においては、特別な理由があった可能性を指摘しておきたい。それは、長引く戦乱により法会が実施されないことに対して、僧侶たちが不満を持ったためである。法会では役僧が定められ、それを無事に成し遂げるにより彼らは出世をすることができる。しかし、たとえば維摩会は暦応年間（一三三八）一三四一頃から定期的に催行することが難しくなっていたようで、貞治五年（一三六六）に催行された維摩会は、観応元年（一三五〇）分の維摩会であった。⁴⁶すなわち、彼らにとつて法会は出世の重要な機会であるにも関わらず、門主同士の争いにより法会が実施されない状況が頻発していたために、門主の交代を要求したと考えられるのである。

おわりに

康暦の強訴終結後に起きた興福寺内部の対立を取り上げ、その対立が康暦の強訴を強制的に終了させたことにより起こされたことや、対立解決のために幕府だけではなく朝廷も動いていたことを明らかにした。また、その対立は一乗院・大乗院の新旧門主同士によるもので、従来の興福寺内の対立とは構造が大きく異なることや、門主ではなく六方衆が主導して惹起されたものであったことも述べた。しかし、南都伝奏の成立については推測に頼ってしまった部分も多い。

なお、南都伝奏については最後に次の点も指摘しておきたい。先述した至徳二年（一三八二）の足利義満による南都下

向には万里小路嗣房の他に二条良基も随伴しており、嗣房が発給した「御感御教書」は、良基を経由して衆徒に渡されている。⁽⁴⁹⁾ 永和の対立を取めることには失敗したものの、良基はその後も幕府と興福寺との間を取り持つ存在であり続けたようであるが、嗣房と良基の役割分担については明確ではない。そのような二者並存の状況がいつまで続いていたのかも含めて、今後も検討を続けたいと考えている。

註

- (1) 稲葉伸道「南北朝時代の興福寺と国家」(『名古屋大学文学部研究論集』一三一(史学四四)、一九九八年)。
- (2) 永島福太郎「下克上の世」(奈良市史編集審議会編『奈良市史』通史二(奈良市、一九九四年)所収)。
- (3) 前掲註(1) 稲葉氏論文。なお「惣寺集団」という語句を用いていないが、永島福太郎氏も前註論文において同様の指摘をしている。
- (4) 拙稿「室町幕府―権門寺院関係の転換点―康暦の強訴と朝廷・幕府―」(中島圭一編『十四世紀の歴史学―新たな時代への起点―』(高志書院、二〇一六年)所収)。
- (5) 前掲註(1) 稲葉氏論文、前掲註(2) 永島氏論文。同様の見解は、大田壮一郎「室町殿と宗教」(同『室町幕府の政治と宗教』(塙書房、二〇一四年)所収、初出二〇一二年)にも引き継がれている。
- (6) 南都伝奏は朝廷内に設置された寺社伝奏の一つであり、南北朝末期以降は室町幕府の将軍と興福寺との間を取り次ぐ存在ともなっていた。伊藤喜良「応永初期における

王朝勢力の動向―伝奏を中心として―」(同『日本中世の王権と権威』(思文閣出版、一九九三年)所収、初出一九七三年)、瀬戸薫「室町期武家伝奏の補任について」(『日本歴史』五四三、一九九三年)、森茂暁『増補改訂南北朝期公武関係史の研究』(思文閣出版、二〇〇八年)などを参照。

- (7) 永島福太郎『奈良文化の伝流』(目黒書店、一九五一年)。また、森川英純「室町期興福寺住侶を巡る諸階層と法会」(大乘院寺社雑事記研究会『大乘院寺社雑事記研究論集』第五卷(CD-ROM付)』(和泉書院、二〇一六年)所収)は、『大乘院寺社雑事記』の記事をもとに、学侶と六方を含めた興福寺僧の諸階層について詳細に論じている。

- (8) 衆徒の範疇や構成員・発生については、鈴木止一「興福寺衆中について 特に検断を中心として」(『歴史地理』二八―二、一九四三年)以来複数の研究があり、それぞれ捉え方が異なっているが、本稿は幡鎌一弘「十六世紀における「興福寺衆中引付」の整理と検討」(同『寺社史料と

近世社会」(法蔵館、二〇一四年、初出二〇〇一年)の理解に依拠した。

(9) 安田次郎「実玄とその時代」(同『中世の興福寺と大和』(山川出版社、二〇〇一年)所収)、前掲註(4) 拙稿。

(10) 『群書類従』第二輯 神祇部。

(11) 同史料については、上野麻彩子・北村彰裕・黒田智・西尾知己「神木御動座度々大乱類聚」の翻刻と紹介」(『早稲田大学高等研究所紀要』三、二〇一一年) 参照。

(12) 『後愚昧記』(『大日本古記録』応安七年二月一七日条。

(13) 『細々要記抜書』(『大日本仏教全書』) 貞治五年八月一日二日条。

(14) 『細々要記抜書』応安七年二月一七日条。なお、暦応の神木帰座については、『春日神社文書』(『大日本史料』暦応四年(一三四二)八月一九日条収載)に詳細な記事がある。

(15) 『神木御動座度々大乱類聚』、『大乘院日記目録』(『増補続史料大成』) 同日条。

(16) 『細々要記』(『続史籍集覧』) 同日条。なお、『細々要記抜書』にも同様の記事があるが、そちらは日付の記載が抜けている。

(17) 大和国内の武士は「党」に編成されており、平田・長川(中川)・長谷川(法貴寺)・戌亥脇(乾脇)・葛上・散在の六党があった(各党については、朝倉弘「乾(乾脇、戌亥、戌亥脇)党」(同『奈良県史』第一二巻 大和武士、

名著出版、一九九三年、所収)、安田次郎「流鏑馬と武士」(前掲註(9) 同氏著書所収、初出二〇〇〇年) 参照。一方、上通道・中通道・下通道・平田・戌亥脇・西脇・東山内(山城国内の衆徒も含む)という分類をされることもあったようである。そのことを記す『興福寺現住僧帳』(『続群書類従』第二七輯下 釈家部、『大日本仏教全書』第八四巻寺誌部二にも翻刻あり)は、江戸時代の興福寺の住僧について記録したものとされている(『群書類問題』第一八下・『大日本仏教全書』第九九巻解題三)。しかし同書前半部には「氏綱」や「三好筑前守」(朝倉左衛門督)などの名がみられるので、天文末年(永禄初期)頃の興福寺組織の様子を記載したものとみるべきである。ただし後半部、とくに「興福寺学侶衆官位次第」以降は、一七世紀後半の一乗院門主の名である「信敬」(真敬)や、大乘院門主の名である「信□」(信賀もしくは信覚か)の名がみられるので、江戸期の成立であろう。つまり『興福寺現住僧帳』は時期の異なる内容が合わさって一書とされたものであり、その記述がいつの時点のものを表しているのか慎重な判断が要求されるものの、中世末期の興福寺の様子を知る手がかりが得られる、貴重な史料といえる。

(18) 『細々要記抜書』 同日条。

(19) 『後深心院関白記』(『大日本古記録』) 応安五年五月一日条。

(20) 前掲註(9) 安田氏論文。

(21) 『神木御動座度々大乱類聚』。

(22) 『後深心院閔白記』 永徳元年一月二九日条。

(23) 『細々要記抜書』 永徳元年一月一日条。

(24) 同右永徳元年三月三日条。なお『後深心院閔白記』同月四日条も南都で合戦が勃発したことを載せ、花林院・増長院の焼亡や実玄の没落も記しているが、焼亡や没落の記事は抹消されている。なお、慈尊院・花林院・増長院のいづれも寺外坊で戌亥方に属していた(『大乘院寺社雑事記』〈増補続史料大成〉) 文明元年(一四六九) 八月三一日条)。

(25) 『後深心院閔白記』 永徳元年五月七日条。

(26) 『神木御動座度々大乱類聚』。

(27) 『細々要記抜書』 康暦三年(永徳元年) 五月一日条。

『細々要記』は教信の居所を「マノ山」とするが、現存する地名と照合すると「マメ山」の方が正しいものと思われる。

(28) 『細々要記抜書』 康暦二年一月四日条。

(29) 『神木御動座度々大乱類聚』。同史料が尋尊の手に成るものであることは、前掲註(11) 上野麻彩子氏ほか論文参照。

(30) 室町期に尋尊によって編纂された『三箇院家抄』(『史料纂集』)にある「血脈相承次第等」において、一乘院良昭が実玄の弟子ではなく、覚実の弟子として実玄と同列に置

かれていること、および大乘院孝尋が教信の弟子ではなく、孝覚の弟子として教信と同列に置かれていることは興味深い。いづれも入室時には師匠とされた覚実・孝覚ともに死去しており(良昭は貞治六年九月二日に実玄の弟子として一乘院に入室したが(『後深心院閔白記』 同日条)、覚実の死去は観応二年(一三五二) 五月一日(『細々要記抜書』 同日条)である。同様に、孝尋の入室は応安七年五月五日であるが、孝覚の死去は同元年九月一日である(いづれも『大乘院日記目録』 各日条)、あえてそのように血脈が伝えられたことにしたことがわかる。実玄と教信は、その振舞から興福寺、とくに各門跡において血脈上傍流とされたのであろう。

(31) 『吉田家日次記』 応安四年二月二三日条(『大日本史料』 応安四年一二月二日条収載)。応安期の実玄と教信の動向については、前掲註(1) 稲葉氏論文や前掲註(9) 安田氏論文などを参照。

(32) 教信も冬通の子息で九条経教の猶子として大乘院に入室しているが(『諸門跡譜』〈『群書類従』 第五輯系譜部〉)、永徳元年五月の時点で「大乘院前門主」と呼ばれており(『細々要記抜書』 永徳元年五月一日条)、その後当該記事の七月に至るまで門主交代の記事が確認できないため、この「大乘院門主」は孝尋を指すと判断した。

(33) 『後深心院閔白記』 永徳元年八月二八日・二九日・三〇日、九月六日・二四日の各条。

- (34) 『後愚昧記』 永徳二年五月二三日条。
- (35) 『大乘院日記目録』 永徳二年五月日条、『神木御動座度々大乱類聚』。
- (36) 前掲註(1) 稲葉氏論文、一九五頁。
- (37) ただし、師嗣は延文元年(一二五六)の生まれであるので、『公卿補任』 応安元年条に二三歳とあることからの逆算)、永徳元年時は二七歳であり、後見を必要とする年齢とはいえない。
- (38) 前掲註(4) 拙稿。
- (39) 前掲註(6)。
- (40) 『大日本古記録』。
- (41) 『史料五』にはそのように書かれているが、『看聞日記』(『統群書類従』補遺二) 永享八年(一四三六) 一月二十九日条には兼郷に代わって烏丸資任が南都伝奏に補任されたことが書かれ、同記永享一〇年七月二日条でも資任は「南都伝奏」であると記されている。
- (42) 前掲註(4) 拙稿。
- (43) 康暦元年の発給と推定される嗣房の奉書が東大寺に対して出されているもの(『康暦元年カ』 九月一日付万里小路嗣房奉書(『東京大学史料編纂所架蔵影写本』『東大寺文書』請求記号三〇七二・六五一一―一三三)、管見の限り、嗣房が南都伝奏として興福寺に対して発給した文書の初例は、至徳二年(一三八五) 八月の將軍足利義満南都下向に際し、義満の意を奉じて発給した「御感御教書」であ

- る(『至徳二年記』(『統群書類従』第二輯上神祇部) 至徳二年八月晦日条)。もし永徳の対立解決後に南都伝奏が設置されたのであれば、この至徳二年以前の、義満が左大臣・一上となった時点(永徳二年一月)や、後円融天皇が皇位を後小松に譲った時点(永徳二年四月)などが契機となり得るであろう。なお、甘露寺藤長を初代南都伝奏とする見方もある(前掲註(2) 永島氏論文)。藤長の伝奏補任は確認できるものの(『大日本史料』貞和五年(一三四九) 四月一日条収載の各史料)、南都伝奏としての活動の有無については後考を期したい。
- (44) 前掲註(31)。
- (45) 『後深心院関白記』 永和二年(一二七六) 一〇月五日条。
- (46) 前掲註(2) 永島氏論文など。
- (47) 『大乘院寺社雑事記』 文明元年(一四六九) 九月一日日条・文明六年(一一二) 日条など。
- (48) 『三会定一記』(『大日本仏教全書』)。
- (49) 『至徳二年記』 至徳二年八月晦日条。
- 〔付記〕 本稿執筆中に、本稿でもたびたび研究成果を引用した稲葉伸道氏の著書が近日刊行されるとの報に接した。本稿と深く関わる論考が所収されると思われるが、本稿の締切の關係上参照することができなかつたことをお詫びする。なお本稿は、JSPS科研費JP17K13528の助成を受けたものである。